

( 請 求 人 ) 様

千葉県監査委員	清 水 謙 司
同	宮 原 清 貴
同	川 合 隆 史
同	宇留間 又衛門

### 千葉県職員措置請求について (通知)

平成30年3月6日付けで提出された千葉県職員措置請求については、下記の理由により地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項に規定する請求の要件を欠くものであるため、監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

1 高洲スポーツセンターの駐車場がハートビル法の要件に違反しており、この是正を怠る事実が財務会計上の行為に当たるか否か

(1) 地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求の対象となる事項は、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られる。そして、最高裁判所平成2年4月12日判決によると、住民訴訟に係る訴えが適法といえるためには、当該訴訟の対象とされた行為又は事実が、財務会計上の行為又は事実として、財務的処理を直接の目的とするものでなければならないとされ、また、大阪地方裁判所平成16年12月9日判決によると、一般行政上の行為又は事実は、住民訴訟の対象とはならないとされている。

一方、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。)第1条によると、この法律は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。とある。

(2) これを本件についてみると、高洲スポーツセンターの駐車場がハートビル法の要件に違反しており、この是正をしないこと(以下、「本件怠る事実」という。)を「財産の管理を怠る事実」として行う住民監査請求は、財務会計行為としての財産の管理行為ではなく、多数の者が利用する建築物を、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするという社会福祉行政及び建築行政等からなる一般行政上の行為を怠る事実の措置を求めるものと考えられる。

したがって、本件怠る事実は、「その財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」には当たらない。

以上のことから、他の事項を判断するまでもなく、本件監査請求は、地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を欠く不適法なものと判断しました。

千葉市職員措置請求書

スポーツ振興課に対する措置請求の要旨

※〇〇には、(1)において請求の対象とする市長、委員会、委員などの執行機関又は市の職員を具体的に記載してください。

1 請求の要旨

※次の事項について記載してください。

(1) 請求の対象となる執行機関・職員

※誰が

スポーツ振興課

笠井氏 中村氏



(2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

※いつ、どのようなことを行っているか。

高洲スポーツセンター竣工直前の2017年2月にハートビル法の5つのポイントのうち最も重要な身障者用駐車場の不備を発見したので、スポーツ振興課に指摘内容と改善案を具体的にアドバイスしたが、内容を理解しないまま竣工してしまった。竣工後も関係者を招集して問題点とその対応策について現場で3回確認を行って直ちに対応するよう促したが、事後に全員が何の対応も行わないことを密かに打ち合わせて放置したままとなっている。

(3) 違法又は不当とする理由

※その行為はどのような理由で違法又は不当なのか。

ハートビル法の5つのポイントで最も重要な身障者用駐車場について、この2台の駐車場だけ出庫時死角が多くて危険な前向き駐車場の誤った設計となっている。また、同じくこの2台だけ車止めブロック設置の設計ミスをして危険な状態となっている。更にここに駐車する時に前向きに姿勢を変えるため切り返しを行う時にそれを妨げる位置に不要な植栽スペースがあって大変利用が困難である。またこの位置に不要な植栽スペースがあるため、身障者用駐車場利用者だけでなく、一般の駐車場利用者も出庫する時に無意味に経路が狭くなっていて、右折時に必ず後輪が区画石に当たるのでタイヤが破損したり、不用意に車の向きが変わってしまうなど高洲スポーツセンターの全利用者が大変利用しにくく、特に夜間は危険が大きい構造となっている。関係者、特に主幹であるスポーツ振興課に頻回、現場で具体的に説明を行っても内容を全く理解できないばかりか、改善検討を行って速やかに実施する意欲が全くないばかりか責任感もなくただ馬の耳に念仏のように話を聞き、特に笠井氏は現状変更は全くやらない固い意志を示した。

(4) 市に生じている損害

※その結果どのような損害が市に生じているか。

高額税金をつぎ込んだ2017年4月に竣工したばかりの高洲スポーツセンターが、障がい者が身障者用駐車場に駐車する時に表示が間違っていて安全、確実、容易に駐車出来ないばかりか、無用な花壇や縁石のため一般の駐車場利用者全てがタイヤの損傷、不用意な車の動きの危険をもたらす、特に夜間は利用しにくく危険である。

また、内部も障がい者の利用しにくい表示、構造となっている。  
損害額は国交省の定めにある施設に修正するために必要な費用とする。

(5) 求める必要な措置

※どのような措置を請求するか。

第一に身障者用駐車場の表示を正規の表示に書き換えること。また無用な花壇を撤去すると同時に無用な縁石も取り払うこと。改めてハートビル法に則った障がい者が大変利用しやすいことは勿論、一般利用者にも安全で利用しやすい施設に速やかに変更する。

※請求の対象となる財務会計上の行為から請求までに1年が経過している場合は、次の事項についても記載してください。

(6) 財務会計上の行為から1年が経過して請求する正当な理由

※なぜ請求までに1年以上を要したか。